中 村 学 園 三 陽 高 等 学 校　学 則

昭和61年４月１日制定

第１章　総　　則

（目的）

第１条　本校は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に則ると共に、本校建学の精神を体し、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、男子に必要な高等普通教育を行うことを目的とする。

（中高一貫教育）

第１条の２　本校は、入学者のうち、中村学園三陽中学校を卒業した者に対して、その中学校における教育と合わせた中高一貫教育（併設型高等学校）を行う。

（名称）

第２条　本校は、中村学園三陽高等学校と称する。

（位置）

第３条　本校は、福岡県福岡市西区今宿青木1042番地の33に置く。

（課程・学科・入学定員・修業年限）

第４条　本校の課程、学科、入学定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科	入学定員	修業年限
全日制	普通	300人	3年

第２章　学年、学期及び休業日

（学年・学期）

第５条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

２　学年を分けて次の２学期とする。

(1)　前　期　４月１日から９月31日まで

(2)　後　期　10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）

第６条　本校における休業日を次のとおり定める。

(1)　日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2)　中村学園創立記念日　５月17日

(3)　第２・第４土曜日

(4)　学年始休業日　４月１日から４月７日まで

(5)　夏季休業日　７月21日から８月28日まで

(6)　冬季休業日　12月25日から１月７日まで

(7)　学年末休業日　３月21日から３月31日まで

(8)　その他の休業日　校長において必要と認めた日

２　校長は、事情により、休業日を変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由、期日、期間を具して理事長の承認を得なければならない。

３　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ理事長に届け出て、校長は休業日に授業を行うことができる。

（非常災害時等の措置）
第７条　非常災害その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において校長は、次に掲げる事項を直ちに理事長に報告しなければならない。
(1)　授業を行わない期間
(2)　非常変災その他急迫の事情の概要
(3)　その他校長が必要と認める事項

第３章　教育課程及び授業時数

（教育課程及び授業時数）
第８条　本校の教育課程及び毎週の授業時数は、別表第１のとおりとする。
（始業及び終業の時刻）
第９条　始業及び終業の時刻は、校長が別に定める。

第４章　学習の評価基準、単位修得の認定及び課程の修了

（学習の評価基準）
第10条　生徒の学習成績の判定のための評価については、学習指導要領に示された教科及び科目の目標を基準とし、かつ、本校の教育方針に則り、校長が定める。
（単位修得の認定）
第11条　本校は、生徒が本校の定める教育計画に従って科目を履修し、その成果が、前条の評価基準からみて、満足できると認められる場合は、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定する。
（卒業証書）
第12条　校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者に対しては、卒業証書を授与する。
２　校長は、前項に規定する卒業証書を授与するに当たっては、証書授与台帳（様式は校長が定める）に登載しなければならない。

第５章　学級編成及び職員組織

（学級編成）
第13条　本校の学級編成は、次のとおりとする。
学級編成表

学年	1学年	2学年	3学年	計
学級数	6	6	6	18
生徒数	300人	300人	300人	900人

（職員組織）
第14条　本校の職員組織は、次のとおりとする。
職員組織表

職名	校長	教頭	教諭	講師	養護教諭	校医	助手	事務長	事務職員	司書	用務員	合計
員数	1	1	28	8	1	2	2	1	3	1	2	50

第６章　入学、退学、転学及び休学

（入学の時期）
第15条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入、編入の場合は、この限りではない。

（入学することができる者）
第16条　本校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は本校入学に関しこれと同等以上の学力があると認められ、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者
(2)　文部大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した、在外教育施設の当該課程を修了した者
(3)　文部大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
(4)　学校教育法第23条の規定により、保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子弟で、文部大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
(5)　その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
（入学志願手続）
第17条　本校入学志願者（転入、編入を希望するものを含む。）は、次の各号に定める書類に入学試験料（別表第２）を添えて提出しなければならない。
(1)　入学願書
(2)　出身学校長が作成する調査書
２　提出の時期、方法等については別に定める。
３　納付した入学試験料は、如何なる事由があっても返還しない。
（入学志願者選抜）
第18条　入学志願者の選抜は、入学志願者に対して、中学校卒業程度の選抜入学試験の成績及び、調査書等により総合判定して行う。
（入学許可）
第19条　入学は校長が許可する。
２　中村学園三陽中学校を卒業した者については、第17条及び第18条に規定する手続きを免除し、入学を許可する。
（入学手続）
第20条　入学の許可を受けた者は、本校の指定する日までに保護者連署のうえ、誓約書、その他所定の書類及び入学申込金、入学時施設費（別表第２）を、校長に提出しなければならない。
２　前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。
(1)　本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者
(2)　成年者で独立の生計を営む者
３　保護者の住所、氏名等に変更があったときは、すみやかに校長に届け出なければならない。
４　保護者が死亡し、若しくは第２項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は保護者を変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。
５　納付した入学申込金、入学時施設費を返還しない。ただし、所定の期日までに入学辞退の届け出を行い、返還を申し出た者については、入学時施設費を返還する。
（転入・編入）
第21条　他の高等学校の在学生で、その校長の承認を受けた者に対しては、収容余裕のある範囲内で、入学試験の成績等を資料として、相当学年に転入・編入を許可することがある。
２　校長は転入を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長にその旨を通知する。

（転学・転籍及び退学）

第22条　生徒が転学・転籍又は退学しようとするときは、保護者連署のうえ事由を具し、校長に願い出許可を受けなければならない。

第23条　転学・転籍を志望する生徒がある時は、校長はその事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

２　校長は転学許可の通知を受けた場合には、すみやかにその作成に係る当該生徒の指導要録の写、及び進学の場合に送付された指導要録の抄本、身体検査票及び歯牙検査票を転学先の校長に送付しなければならない。

（休学）

第24条　疾病その他やむを得ない事由により２ケ月以上出席することができないときは、その事由及び期間を具し、保護者連署して医師の診断書又は、詳細な事由書を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

２　校長は、休学の事由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

３　休学の期間は２ケ月以上１年以内とする。ただし、校長が特別の事由があると認める者に対しては、更に１年以内の期間を限り延長することができる。

４　休学の許可をうけた後、２ケ月以内にその事由が消滅したときは、その事情及び期日を具し、保護者連署して医師の診断書などその事情を証するに足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。

５　校長は、その事情を適当と認め、生徒が休学の許可をうけた後、２ケ月以内に出席することができるときは、当該休学を取り消すものとする。

（復学）

第25条　休学中の者が、復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者連署して医師の診断書その他その事情を証するに足る書類を添え、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

第７章　授業料、その他の納付金

（授業料、その他の納付金及び納入期日）

第26条　在学する生徒は、別表第２に定める授業料、その他の納付金を納めなければならない。

２　学年の途中において入学又は退学する者については、授業料、その他の納入金は、入学の場合は入学の月から、退学の場合は退学の月まで、その全額を納めなければならない。ただし、校長が認めたときは、当該月の納付金を免除することがある。

（欠席、休学者の授業料、その他の納付金）

第27条　授業料、その他の納付金は、欠席が全月にわたってもこれを徴収する。ただし、休学の許可を受けた者については、休学を許可された月の翌月から復学を許可された月の前月までの授業料、その他の納付金は、これを免除する。

（授業料、その他の納付金の滞納）

第28条　校長は、授業料、その他の納付金の滞納が、５ケ月にわたる場合は、退学を命ずることができる。

（授業料等の減額又は免除）

第29条　校長は、特別の事由があると認めるときは、授業料等を減額し、又は免除することができる。

２　授業料等の減免の基準手続などについては、別に定める。

（授業料、その他の納付金の不返還）
第30条　既納の授業料、その他の納付金は、如何なる事由があっても返還しない。

第８章　留　　学

（留学）
第31条　留学を希望する者があるときは、選考のうえ留学を許可する。
２　留学に関し必要な事項は別に定める。

第９章　外国人留学生

（外国人留学生）
第32条　外国人で入学を希望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生に関する詳細は、別に定める。
（外国人留学生の入学・単位認定並びに卒業）
第33条　外国人留学生の入学、単位認定並びに卒業については、第４章、第６章に準拠して校長が行う。

第10章　賞　　罰

（表彰）
第34条　校長は、学業成績優秀、品行方正又は勤勉にして、他の模範となる等、その他特に善良の行為があった生徒に対しては、これを表彰することができる。
（懲戒）
第35条　本校の在学生で、学則に違反し又は学校の秩序を乱し、若しくはその本分に反した者に対して校長は、その情状により懲戒する。
２　懲戒は訓告、停学、及び退学とする。
（懲戒による退学）
第36条　前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　学業が劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3)　正当な理由がなくて出席が常でない者
(4)　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
（懲戒処分の報告）
第37条　第35条第２項に規定する退学又は停学を行ったときは、校長はすみやかに学年、氏名、住所、懲戒の種類及び事由、処分年月日、その他参考となる事項を具し、理事長に報告しなければならない。

第11章　定型約款

（定型約款）
第38条　本学則その他諸規則（以下、本約款という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。
２　本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。
３　前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法

により周知する。

第12章　補　　則

（学則の施行）

第39条　この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附　則

この学則は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２年１月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成４年１月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成５年１月１日から施行し、維持充実費にかかる改正は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成14年４月１日から施行し、平成14年度入学生から適用する。ただし、入学試験料については、平成14年度入学試験にかかる者から適用する。

附　則

この学則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成16年４月１日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成17年４月１日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成18年４月１日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、別表第１については平成19年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成20年４月１日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成21年４月１日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成22年４月１日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成23年４月１日から施行する。ただし、別表第１については平成23年度入学生から適用する。

附　則

この学則は平成24年４月１日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成27年４月１日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和2年４月１日から施行する。

２　令和2年３月31日に在学する者（以下、在学者という。）は、第38条及び別表第2を除き、従前の学則を適用する。但し、第38条及び別表第2については、この学則を適用する。

３　令和2年４月１日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、第38条及び別表第2を除き、従前の学則を適用する。但し、第38条及び別表第2については、この学則を適用する。

この学則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第８条）　教育課程及び授業時数

令和7年度入学生

教科	科目	標準単位	7年度	8年度		9年度	
			高１	高２		高３	
		コース	共通	共通	選択科目	共通	選択科目
国語	現代の国語	2	2				
	言語文化	2	3				
	論理国語	4		2		3	
	文学国語	4					4
	国語表現	4					
	古典探究	4		4			
	※国語演習						2
	※文学研究				1		
	※古文演習						2
地理歴史	地理総合	2	2				
	地理探究	3			2		2
	歴史総合	2	2				
	日本史探究	3			2		2
	世界史探究	3					
	※日本史演習				2		4
公民	公共	2		2			
	倫理	2					2
	政治・経済	2					2
	※公民演習						
数学	数学Ⅰ	3	3				
	数学Ⅱ	4		4			
	数学Ⅲ	3					4
	数学A	2	2				
	数学B	2		2			
	数学C	2					2
	※数学演習						2
	※数学探究						2
理科	科学と人間生活	2					
	生物基礎	2	2				
	化学基礎	2		2			
	物理基礎	2	2				
	地学基礎	2					
	生物	4			2		4
	化学	4			2		4
	物理	4			2		4
	地学	4					
	※理科演習				1		
	※理科探究						2

保健体育	体　育	7～8	4	2		2	
	保　健	2	1	1			
	※生涯スポーツ				1		2
芸術	芸術Ⅰ（書道Ⅰ）	2	2				
	芸術Ⅱ（書道Ⅱ）	2					2
	※書道制作				2		
外国語	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ	3	3				
	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ	4		4			
	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ	4				5	
	論理・表現Ⅰ	2	3				
	論理・表現Ⅱ	2		2			
	論理・表現Ⅲ	2				3	
	※外国語探究						2
家庭	家庭基礎	2	2				
	家庭総合	4					
情報	情報Ⅰ	2	1	1			
	情報Ⅱ	2					
家・情	※キャリアライフデザイン						2
理数	理数探究基礎	1					
	理数探究	2～5					
総探	総合的な探究の時間	3～6	2	2		1	
	※高大連携総探						2
教養科目	※教養科目A・B						2
教科合計単位		36	36	28	8	14	20
HR	ホームルーム活動	1	1	1		1	
週あたり授業時数		37	37	29	8	15	20

※は、学校設定科目を表す。

授業の１単位時間は45分とし、年間39週行うことを標準とする。

令和6年度入学生

教科	科目	標準単位	6年度	7年度		8年度	
			高１	高２		高３	
		コース	共通	共通	選択科目	共通	選択科目
国語	現代の国語	2	2				
	言語文化	2	3				
	論理国語	4		2		3	
	文学国語	4					4
	国語表現	4					
	古典探究	4		4			
	※国語演習						2
	※文学研究				1		
	※古文演習						2
地理歴史	地理総合	2	2				
	地理探究	3			2		2
	歴史総合	2	2				
	日本史探究	3			2		2
	世界史探究	3					
	※日本史演習				2		4
公民	公共	2		2			
	倫理	2					2
	政治・経済	2					2
	※公民演習						

数学	数学Ⅰ	3	3				
	数学Ⅱ	4		4			
	数学Ⅲ	3					4
	数学A	2	2				
	数学B	2		2			
	数学C	2					2
	※数学演習				2		2
	※数学探究						2
理科	科学と人間生活	2					
	生物基礎	2	2				
	化学基礎	2		2			
	物理基礎	2	2				
	地学基礎	2					
	生物	4			2		4
	化学	4			2		4
	物理	4			2		4
	地学	4					
	※理科演習				1		
	※理科探究						2
保健体育	体　育	7～8	4	2		2	
	保　健	2	1	1			
	※生涯スポーツ				1		2
芸術	芸術Ⅰ（書道Ⅰ）	2	2				
	芸術Ⅱ（書道Ⅱ）	2					2
	※書道制作				2		
外国語	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ	3	3				
	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ	4		4			
	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ	4				5	
	論理・表現Ⅰ	2	3				
	論理・表現Ⅱ	2		3			
	論理・表現Ⅲ	2				3	
	※外国語探究						2
家庭	家庭基礎	2	2				
	家庭総合	4					
情報	情報Ⅰ	2	1	1			
	情報Ⅱ	2					
家・情	※キャリアライフデザイン						2
理数	理数探究基礎	1					
	理数探究	2～5					
総探	総合的な探究の時間	3～6	2	1		1	
	※高大連携総探				2		2
教養科目	※教養科目A・B						2
教科合計単位		36	36	28	8	14	20
HR	ホームルーム活動	1	1	1		1	
週あたり授業時数		37	37	29	8	15	20

※は、学校設定科目を表す。

授業の１単位時間は45分とし、年間39週行うことを標準とする。

令和5年度入学生

教科	科目	標準単位	5年度	6年度		7年度	
			高1	高2		高3	
		コース	共通	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅲ型
国語	現代の国語	2	2				
	言語文化	2	3				
	論理国語	4		2	2	2	2
	文学国語	4		2		4	
	国語表現	4					
	古典探究	4		4	2	2	2
	※国語演習						
地理歴史	地理総合	2	2				
	地理探究	3			2		3
	歴史総合	2	2				
	日本史探究	3		4		4	
	世界史探究	3					
	※日本史演習					3	
公民	公共	2		2	2		
	※公民演習	2				3	
	政治・経済	2				2	2
数学	数学Ⅰ	3	3				
	数学Ⅱ	4		4	4		
	数学Ⅲ	3					5
	数学A	2	2				
	数学B	2		2	2		
	数学C	2				3	3
	※数学演習					3	
理科	科学と人間生活	2					
	生物基礎	2	2				
	化学基礎	2		2	2		
	物理基礎	2	2				
	地学基礎	2					
	生物	4					
	化学	4			3		3
	物理	4			3		3
	地学	4					
	※理科演習					3	
保健体育	体　育	7～8	4	3	3	3	3
	保　健	2	1	1	1		
芸術	芸術Ⅰ	2	2				
	芸術Ⅱ	2					
	芸術Ⅲ	2					
英語	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ	3	3				
	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ	4		4	4		
	英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅢ	4				5	5
	論理・表現Ⅰ	2	3				
	論理・表現Ⅱ	2		3	3		
	論理・表現Ⅲ	2				3	3
家庭	家庭基礎	2	2				
	家庭総合	4					
情報	情報Ⅰ	2	1	1	1		
	情報Ⅱ	2					
理数	理数探究基礎	1					
	理数探究	2～5					

総合	総合的な探究の時間	3～6	2	2	2	2	2
教科合計単位			36	36	36	36	36
ＨＲ	ホームルーム活動	3	1	1	1	1	1
週あたり授業時数			37	37	37	37	37

※は、学校設定科目を表す。

授業の１単位時間は45分とし、年間39週行うことを標準とする。

別表第２　入学試験料、入学申込金、入学時施設費、授業料、その他の納付金及び納入期日

令和6年度以降入学生

納入金項目	金額	納入期日
入学試験料	19,000円	入学願書提出時
入学申込金	40,000円	指定する期日
入学時施設費	180,000円	指定する期日
授業料	36,500円	その月分を5日まで
維持充実費	2,500円	その月分を5日まで
実験実習費	実費	(年額)指定する期日

(附記)　中村学園三陽中学校を卒業した者は、入学試験料及び入学申込金を免除する。ただし、入学時施設費は110,000円を指定する日までに納入しなければならない。

令和5年度以前入学生

納入金項目	金額	納入期日
入学試験料	19,000円	入学願書提出時
入学申込金	40,000円	指定する期日
入学時施設費	180,000円	指定する期日
授業料	35,500円	その月分を5日まで
維持充実費	2,500円	その月分を5日まで
実験実習費	実費	(年額)指定する期日

(附記)　中村学園三陽中学校を卒業した者は、入学試験料及び入学申込金を免除する。ただし、入学時施設費は110,000円を指定する日までに納入しなければならない。